


平成31年（ネ）第202号請求異議控訴事件
（原審：平成28年（ワ）第2431号請求異議事件）
控訴人（一審原告） 市東孝雄
被控訴人（一審被告） 成田国際空港株式会社

意見陳述書

2019年9月24日

東京高等裁判所第4民事部 御中

千葉県成田市天神峰63番地

市東孝雄 

1 はじめに

昨年 12 月 20 日、一審の千葉地裁・高瀬裁判長は、農地取り上げの強制執行をやめさせるように求めた私の訴えを不当にも棄却しました。

一審判決は、私の生計と生きる希望を断ち切り、「農業をやめろ」と言うものです。農民としての私に対する死刑判決そのものです。私は一審判決を絶対に受け入れることはできません。

本日、控訴審の開始にあたり、控訴人本人としての私の意見を陳述します。

以下では、「2」と「3」で私の農業への思いを述べ、「4」ないし「7」で一審判決の誤りについて述べます。

2 私の農地はかけがえのない有機農業のための農地です

私が取り組んできた農業は、完全無農薬・有機農業です。農薬や化学肥料を一切使わず、露地栽培を基本としています。

有機農業は、微生物が活動する環境を整え、その力を借りて行う農業です。その土壌はかんたんにできるものではなく、長い年月にわたる試行錯誤によって作られたものです。

成田空港周辺は「有機農業の先進地」と言われています。私たちの有機農業も、1988年に父・東市と萩原進さんによって始められたものです。

もともと天神峰や東峰の農地は開墾によって作られました。原野を開いて畑にすることが大変な苦勞でしたが、その畑にした土地を改良し、風土にあった作物にたどりつくのは、さらに大変なことでした。根菜類に適していることが分かり、さらに葉物を作って、「産直」では年間 50 品目をこえる野菜を出荷しています。

私は自分の農業に誇りをもっています。誰かのために役立っていると思えてこそ、人は生きることの喜びもあるのではないのでしょうか。

雑草や病虫害と格闘して、ほとんど休み無しに動くので大変ですが、土作りに汗を流し、タネをまいて、野菜を育てることはとてもやりがいのある仕事です。

自分が考えたとおりに行ったときの喜びはひとしおです。このように私の農地はかけがえのない有機農業のための農地なのです。

3 私は農業つぶし強制執行を絶対に認められません

「表土を削って移せばいい」などというのは、農業がまったく分かってない者の言うことです。何十年も手塩にかけて育ててきた農地は、微生物、地層、地下水脈と一体となっています。何十年にもわたって作ってきた私の農地に取って代わるものは無いのです。

現在私が耕作している農地の総面積は約1町7反です。空港会社が小作地の解約許可処分により本件強制執行で取り上げようとしている農地面積は、天神峰農地が4反6畝、南台農地が2反7畝の合計約7反3畝です。これに不法耕作地だと嘘をついて民事訴訟（千葉地裁民事2部で係争中）で取り上げようとしている南台農地の5反7畝をあわせると1町3反になり、これは私の農地の73%になります。

もともと空港公団は、1988（昭和63）年に父東市に知らせず小作地を買収し、その後15年間も地代を騙しとってきました。

こんな違法な手段を取ってきた空港会社が強制執行で私から大事な小作地を取り上げることなど絶対に認められません。法律上も憲法上も許されないと信じています。

もしも強制執行が行なわれれば、農地ばかりでなく、作業場、農機具置き場、野菜の貯蔵庫、産直の寄り合いに使う離れ、育苗のためのビニールハウスなどの農業施設も一切奪われます。

これらの農業施設を取り上げられれば、私はどこでも農業を継続して生きていくことはできなくなります。

私は、農業を続けていけなくなる強制執行を絶対に認めることができません。

4 「強制的手段放棄」を空港公団・国が公約した事実について

一審判決は、空港公団による強制的手段の放棄について、「話し合いが頓挫した場合についても強制的手段を講じることがないとまで言及したものではない」と書いています。

しかし、これは事実に反しています。一審で小泉英政証人が述べたとおり、判決が書いたように受け止めた人は誰もいません。成田シンポジウムや円卓会議でこのような論議は全くありませんでした。空港会社も裁判で主張していませんでした。

これは、解約許可処分取消訴訟の一審の多見谷裁判長が始めて言い出した全く根拠のない言葉です。

そもそも成田シンポジウムの約束に基づいて空港公団は1993年に収用裁判を取下げました。これによって土地収用法の事業認定は効力を失いました。

次の円卓会議では、平行滑走路の用地の取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用いられてはならない、あくまで話し合いによって解決すべきであり、計画予定地住民との合意が肝要だという隅谷団長の最終所見が出されました。

空港会社の前身の空港公団と国は、これを全面的に受け入れました。

だから、強制代執行であれ、民事の強制執行であれ、強制的に農地を取り上げることは許されなくなったのです。

実際、私は、事業認定は効力を失ったので農地を取り上げられることはなくなったと確信して、父の遺言に従い天神峰に戻り農業を引き継いだのです。

空港会社は空港優先を進めてきたことを謝罪し土地収用はしないと公約したわけです。

これは自作小作関係なく約束したはずです。小作だから空港優先が認められるのでしょうか。100年耕作してきた土地ですから認めることはできません。

空港会社は判決が確定したのだから強制執行を請求するのは当たり前だと言っていますが、強制執行請求自体が空港会社の完全な公約違反なのです。

5 空港会社が「話し合いによる解決のために合理的な努力を尽くした」事実はありません

一審判決は、「本件給付訴訟に至るまでの期間等に鑑みれば、被告は話し合いによる解決をするために合理的な努力を尽くしたと認められる」から「話し合いによる解決のために合理的な努力を尽くした上でもなお、賃貸借契約の解約申入れをせず、明渡請求権を放棄することを約したとは認められない」と書きました。

しかし、空港公団や空港会社が私に「話し合いによる解決」「合理的な努力」など一切行っていません。

空港公団は私の所に 2 回来ましたが、「話し合い」など一切したことはありません。空港公団が 15 年間買収を隠して所有権移転した直後の 2003 年 12 月に家に来たときも、また空港会社になってから解約許可申請をする直前の 2006 年 6 月に畑に来たときも、用地部長の浅子たちが横柄な態度で近づいてきただけです。「話し合い」をしたことはありません。

空港会社職員は、私の父東市に知らせず地主から買収し、15 年間も地代を藤崎さんや岩澤さんに払いに行かせていたことを説明できないわけです。

私は、小作地を空港会社が買収したと新聞で見たとき、耕作者本人が知らないうちに買収できないと思っていましたので、とうてい信じられませんでした。地主の藤崎さん、岩澤さんに直接訪問して確認しましたが、2 人は本契約はしていないとか売っていないとか言い張っていました。

15 年間も地主として地代を受け取っていたのですから、「売却した」とは言えなかったのです。

こういう状況で、どうして空港会社が「話し合いによる解決をするために合理的な努力を尽くした」と言えるのでしょうか。

2006 年の成田市農業委員会は、付帯決議で、空港会社に話し合いの努力を要求しましたが、実際には「話し合いの努力」は、一切行なわれていません。

6 農業継続を希望している私に、農業廃止を押しつけることはできない

一審判決は、「原告が従前行ってきた有機農業を他の土地で再開するためには、土地の確保のみならず、長い時間をかけた試行錯誤を伴う土壌改良が必要であろうから、上記補償により直ちに従前の状態に復することが可能となるものではない。」と補償金で有機農業を続けることはできないとはっきり認めました。

一審判決は、補償について「平均的農業所得の150年分」とか、「農業経営が行われた場合の利益の約109年分に相当する」から、離作補償としては十分だと書いています。「150年分」とか「109年分」とかいう判決は「もう働かなくても楽に暮らせるじゃないか」とでも言わんばかりです。

しかし、私が心底から求めることは、自分の農業を続けることです。そして「三里塚産直の会」に参加してくれている産直消費者の会員とともに完全無農薬有機農業を営み、三里塚でとれた新鮮で本物の野菜を提供し続けることです。これは私の農民として生き甲斐です。

一審判決は、私に農業をやめろというものです。人間の職業を強制的に奪うことが許されるのでしょうか。

裁判所は、有機野菜を作り消費者に届けたいという農民としての生き甲斐、人間の尊厳をつぶすことをして、人をなんと思っているのか、と私は叫びたい。

一審の高瀬裁判長は、代執行ですべてを奪われた小泉よねさんについての証言を、どう受け止めたのでしょうか。人生の全てを失って、東峰に身を寄せたよねさんは「抜け殻」だったと、加瀬勉証人は証言しました。私はこの時のよねさんと同じところに立たされています。空港会社は私を生けるしかばねにしようとしているのです。私は、こんなことを認めるわけにはいきません。

7 「小作に権利無し」は100年の耕作者の尊厳を冒瀆する

一審判決は「原告において、もともと権利の消滅があり得ることから権利の安定性に一定の限界がある借地を農業生産の基盤としていたことからやむを得ず」

と「借地」だから取り上げられても仕方ないという趣旨のことを書いています。

しかし、私の畑は祖父の市太郎が開墾してから 100 年耕し続けてきた農地です。農地改革で解放されるべきはずの残存小作地です。父市東東市が国策で戦争に行かされ、復員が遅れたために、農地解放で自作地にできなかった残存小作地の農地です。

言うまでもなく、残存小作地は農地法で自作地と同等に守られてきました。不当な売買を禁じる条項は今も変わっていません。「権利の安定性に一定の限界がある」などというものではありません。

空港公団は、小作権者である父・東市に秘密で地主から買収するという、農地法違反、公団内規違反を犯していたのです。

8 最後に

いま空港会社は、住民の大反対を押し切って、第三滑走路の建設計画と暫定滑走路延長を進めています。新たに 1000 ヘクタールの地域破壊と、200 戸をこえる家屋の移転です。夜間・早朝の飛行時間を延長して、騒音直下の住民の健康を害しています。

成田空港シンポジウムと円卓会議で、1971年、警察機動隊を使って、行政代執行で暴力的に用地を取得した空港建設の過去の歴史を謝罪し、「もう二度と繰り返さない」と誓いながら、こんなデタラメが、どうして許せるのでしょうか。

私は、農民の生きる意欲を潰してしまう強制執行は絶対に認められません。

菅野裁判長をはじめとする裁判官が、予断をもたず、公正で十分な審理をされ、納得の行く判断をされることを強く要請します。

そのために私自身に正式の証拠調べで尋問に答える機会を認められるように強く要望いたします。

以上